

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

DECEMBER 26TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 中央経済工作会議 2019 年経済運営方針 安定を重視
- 社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2019 年は 6.3%

【貿易・投資】

- 「外商投資法」草案発表 外資保護の強化 技術移転の強要禁止を明文化
- 2019 年 1 月 1 日より約 700 品目を対象に輸入関税引き下げ
- 11 月の直接投資 対内、対外ともに前年同月比約 3 割減

【産 業】

- 11 月の 70 大中都市住宅価格 前月比上昇は 2 都市減って 63 都市
- 訪日外国人旅行者数 史上初の 3,000 万人突破 中国人客は通年で過去最高の見込み

■ RMB REVIEW

- 通商交渉進展の可能性も引き続き上値は重い

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「自動車産業投資管理規定」
- 「『税関認証企業基準』の公布に関する公告」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆中央経済工作会議 2019 年の経済運営方針 安定を重視

2019年の経済・金融運営方針を決める中央経済工作会議が19日から21日に北京で開催された。習近平国家主席、李克強首相をはじめとする最高指導部、中央各部門と各地方政府の幹部等が出席した。

会議では、足元の中国経済について、「穩中有変(安定の中に変化あり)」「変中有憂(変化の中に憂いあり)」とし、外部環境は複雑で経済は下振れ圧力に直面しているとの厳しい認識を示した上、2019年の経済・金融運営について、総じて安定を重視する方針を示した。

<2019年の主要経済運営方針>

項目	具体的な内容
財政政策	・積極的な財政政策を維持 ・より大規模な減税・企業負担費用の削減を実施 ・地方政府による特別債券の発行額を大幅に増加
金融政策	・穩健な金融政策を維持。 ・緩和と引締めを度合を適切に行い、合理的で潤沢な流動性を維持 ※2017年と2018年は2年連続で「穩健・中立」としたが、今回、引締めの意味合いがあるとされる「中立」を外すことで、2019年の金融政策はやや緩和気味の方角に向かうものと見られる。
安定化	・経済成長を合理的な範囲内に維持 ・雇用、金融、貿易、外資、投資、市場の期待を一層安定化
重要課題	・2018年に続き、3大課題「金融リスクの防止・解消」、「貧困撲滅」、「環境汚染の防止」の解決に向けて「攻防戦」を継続
重点分野	①製造業の質の高い発展 ②強大な国内市場の形成 ③農村振興戦略の強化 ④地域協調発展の促進 ⑤経済体制改革の加速 ⑥全面的な対外開放の促進 ⑦社会保障と民生の改善

なお、2019年は中国建国70周年に当たり、「小康(ゆとりのある)社会」の建設に向けて重要な年とも位置づけられている。中国政府は国民の満足感、幸福感、安心感を一層高め、健全な経済発展の持続と社会全体の安定を実現することが最重要課題と強調した。

◆社会科学院の中国 GDP 成長率予測 2019 年は 6.3%

政府系シンクタンクの中国社会科学院は 24 日、「経済青書:2019 年中国経済情勢分析と予測」を発表した。「青書」は、中国の 2018 年の GDP 成長率について、政府目標の 6.5%前後に対し、6.6%前後と予測。2019 年については、2018 年の予測を 0.3 ポイント下回る 6.3%に減速するとの見通しを示した。

各種報道によると、「青書」は減速の要因について、外需では米中貿易摩擦の影響と EU・日本・米国経済の減速により輸出がさらに減少し、消費や投資にも影響すること、内需では所得分配等の中国経済の深層にある問題が解決していないため消費の大幅な拡大が制約されることなどから、潜在成長率の低下が続くと指摘している。また、貿易摩擦については、米中貿易摩擦の長期化が必至との予測の下、負の影響は米国より中国のほうが大きいとのシミュレーション分析の結果も報告されているという。

「青書」では、米国との協議・交渉を進めて貿易摩擦のこれ以上の激化を極力回避すること、イノベーションを強化し、新たなラウンドの改革開放を進めること、税負担を軽減すること、地方政府の債務リスクの拡大を抑制することなどを提言している。

【貿易・投資】

◆「外商投資法」草案発表 外資保護の強化 技術移転の強要禁止を明文化

国営通信社の新華社は 23 日、商務部・国家発展改革委員会・司法部が定めた「外商投資法」草案が全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)常務委員会の審議に提出されたことを明らかにした。

同法は、外国企業の中国投資全般について規定する現行の「外資企業法」「中外合弁経営企業法」「中外合作経営企業法」の外資三法を一本化し、国内企業に適用する「会社法」やその他関連規定との整合性も考慮したもの。

また、対外開放のさらなる促進の一環として、ネガティブリストに基く投資管理方式の確立や投資審査手続きの簡素化、外資促進・保護制度の一層の改善等の改正を加えたほか、米中貿易摩擦を念頭に、行政的な手段を通じて外資企業に対する技術移転の強要を禁止することを明文化した。

なお、全人代は 26 日、本草案の全文を同ウェブサイトに掲載し、2019 年 2 月 24 日まで一般から意見を募集する。詳細は、全人代の下記サイトをご参照ください。

(注)通達原文及び関税調整対象の詳細は、財政部の下記サイトをご参照ください。

http://www.npc.gov.cn/COBRS_LFYJNEW/user/Law.jsp

「外商投資法」草案/改正内容のポイント

◆投資促進
1.内国民待遇にネガティブリストを加えた管理方式 2.国内企業向けの政府支援策は外資企業にも同様に適用する 3.標準規格の制定と政府調達について、内資・外資を平等に扱う 4.外資企業の上場、起債等の方式による資金調達を許可する 5.各地方政府の法定権限内での独自の外商投資促進策の制定を許可する
◆投資保護
1.外資企業の財産権保護 -政府は公共利益のために外資企業を収用する場合、公平で合理的な補償を供与する -外国投資者の出資金、利益、資本収益の合法的な自由送金を保証する -外資企業の知的財産を保護、行政手段による技術移転の強要を禁止する 2.外資企業に関する法規制定の管理強化 -外資企業の合法的権益を損ね、義務を追加してはならない -外資企業の市場参入・撤退の条件を違法に設けてはならない -外資企業の正常な生産・経営活動に違法に干渉してはならない 3.各級政府が法に基き決定した政策承諾、契約の厳格な履行 4.外資企業の苦情処理体制の確立
◆投資管理
1.ネガティブリスト以外の分野は、内資・外資を平等に扱う 2.その他の法律との整合を保つ 3.外資企業の情報報告事項を最小限に削減する 4.外商投資の国家安全審査制度を確立し、安全審査決定を最終決定とする

(出所) 中国政府の発表を基に作成

◆2019 年 1 月 1 日より約 700 品目を対象に輸入関税引き下げ

国務院関税税則委員会は 22 日、「2019 年の輸出入暫定税率等の調整方案についての通知」(税委会[2018] 65 号)を発表した。706 品目に対して 2019 年 1 月 1 日より最恵国関税率より低い輸入暫定税率を適用し、実質的な輸入関税引き下げとなる。

政府は今回の措置について、習近平国家主席が今年 11 月に開催された第 1 回「中国国際輸入博覧会」の開幕式の演説で示した市場開放拡大の方針に沿うものと説明。米中貿易摩擦の解決に向けた米中間の通商協議が行われる中、米国に対する配慮もあったものと見られる。

706 品目のうち、落花生油、ひまわり油、菜種油等の植物の油かすについては、輸入関税率を 5% (最恵国税率) から 0% (暫定税率) に引き下げるとした。米国産大豆への追加関税によって大豆価格が値上がりしていることから、飼料となる大豆かすの代替となる植物油かすの関税をゼロにすることで、国民の食卓に欠かせない豚肉の値上がりを防ぐ狙いもあると見られる。

なお、2015 年末に、中国を含む 24 ヶ国は、WTO 加盟協定書の一部である情報技術協定 (ITA) に追加調印し、IT 関連製品の関税削減や対象品目の拡大に合意した。これに基づき、中国は対象となる IT 製品の輸入関税を 2023 年まで段階的に撤廃することを約束。2016 年 9 月 15 日に 1 回目の引き下げを実施し、2019 年 7 月 1 日より 4 回目の引き下げを実施するとしていた。

「2019 年の輸出入暫定税率等の調整方案についての通知」(税委会[2018]65 号)の主要内容

- 2019 年 1 月 1 日より、706 品目を対象に、輸入関税の現行の最恵国税率より低い暫定税率を適用：
- 植物の油かす、医薬原料、石油製品、毛皮、航空機エンジンなど
- 2019 年 7 月 1 日より、IT 製品 298 品目を対象に、最恵国税率を引き下げ：
- 2015 年 12 月に調印された WTO の情報技術協定品目拡大の交渉についての合意に基づく措置
- 2019 年 1 月 1 日より、香港・マカオ原産製品のゼロ関税適用品目を全品目に拡大：
- 中国と香港・マカオの間の「経済貿易緊密化協定」(CEPA) に基づく措置

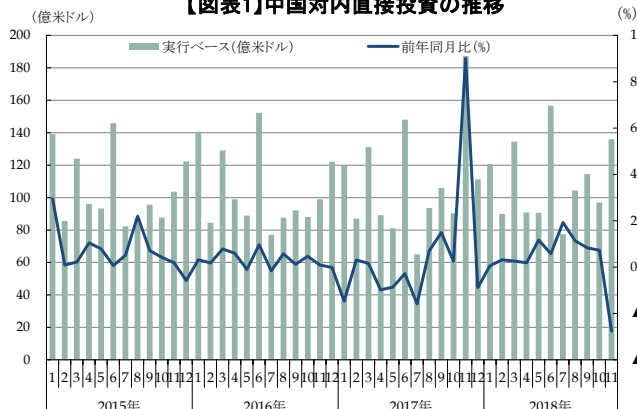
(注) 通達原文及び関税調整対象の詳細は、財政部の下記サイトをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181221_3101662.html

◆11 月の直接投資 対内、対外ともに前年同月比約 3 割減

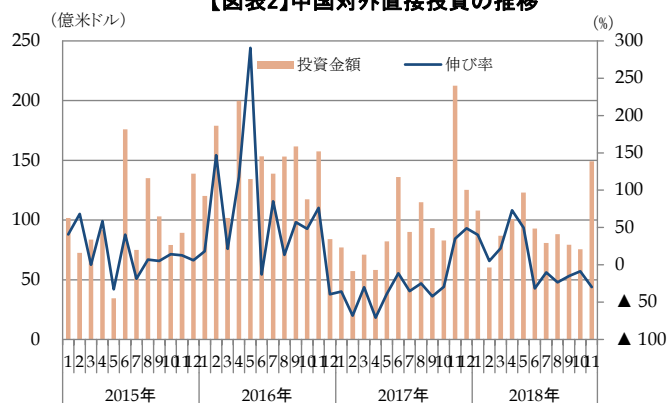
商務部は 13 日、14 日と 25 日に、対内・対外直接投資の統計データを発表した。11 月の対内直接投資 (除く金融業) について、投資額 (実行ベース) は前年同月比 ▲27.6% (10 月: 同+7.3%) の 136.0 億米ドルと減少した。(図表 1) また新規設立の外資企業数は、同+11.1% の 5,158 社だった。一方、対外直接投資 (除く金融業) は、同 ▲29.8% (※) と前年からは大幅に減少したものの、投資額は今年最高の 149.1 億米ドル (※) となった。(図表 2) (※) 商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

【図表 1】中国対内直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

【図表 2】中国対外直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 前年同月比は、商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

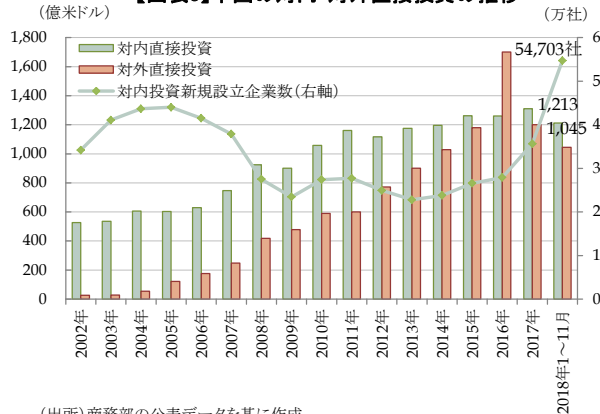
< 対内直接投資 >

対内直接投資について、1-11 月の累計では、投資額 (実行ベース) が前年同期比+1.1% の 1,212.6 億米ドル、新規設立の外資企業数が同+77.5% の 54,703 社となった。(図表 3)

1-11月の国・地域別では、日本からの直接投資が前年同期比+24.1%^(※)の36.6億米ドル。(図表4) またEUからが同+28.8%の106.6億米ドル(英国:同+210.6%^(※)の38.2億米ドル、ドイツ:同+86.2%^(※)の28.3億米ドル)、ASEANからが同+19.2%の55.8億米ドルのほか、米国からが同+6.7%^(※)の31.7億米ドル、韓国からが同+42.0%^(※)の44.3億米ドルなどとなっている。(※)商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

業種別では、製造業への投資が前年同期比+19.1%の366.6億米ドルと増加した一方、サービス業への投資は同▲5.0%の828.4億米ドルと減少した。

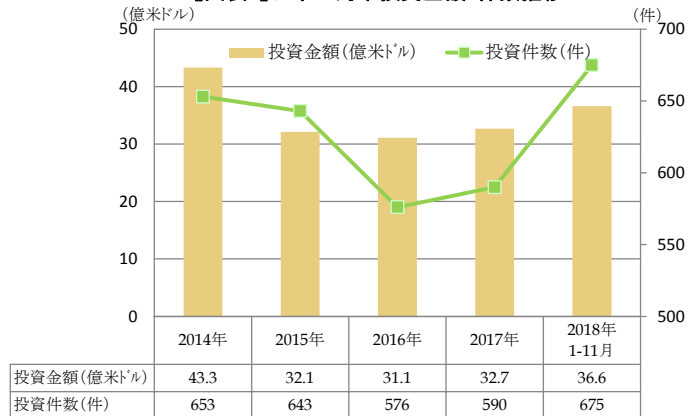
【図表3】中国の対内・対外直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理局が合同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。

【図表4】日本の対中投資金額・件数推移



(出所) 商務部およびCEICのデータを基に作成

(注) 2018年の投資件数は1-10月の累計

< 対外直接投資 >

対外直接投資について、1-11月の累計では、前年同期比▲2.8%^(※)の1,044.8億米ドルだった。(図表3)

(※) 商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

1-11月の国・地域別では、「一帯一路」沿線国向けの投資額が同+4.8%の129.6億米ドルとなった。対外投資の主要な産業の構成比は、リース・商業サービス業向けが38.6%、製造業が15.7%、卸・小売業が8.5%、採鉱業が8.2%となった。

【産業】

◆11月の70大都市住宅価格 前月比上昇は2都市減って63都市

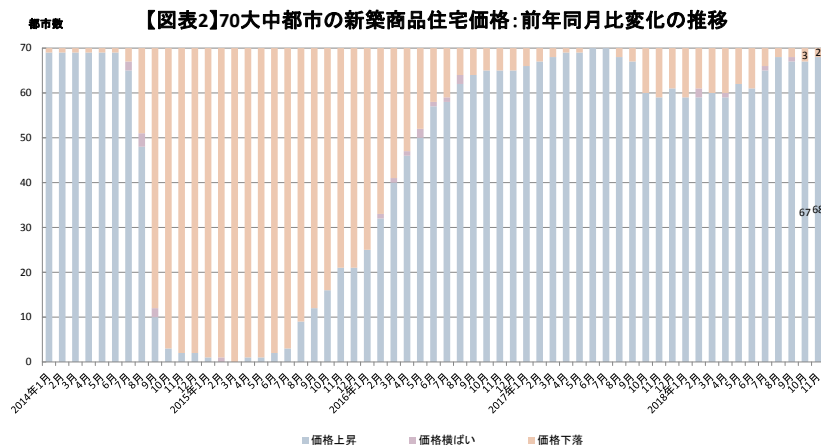
国家統計局は15日、11月の70大都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から2都市減少して63都市と、2ヶ月ぶりの減少。下落した都市は前月から1都市増加して5都市となった(図表1)。一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から1都市増加して68都市、下落した都市は前月から1都市減少して2都市となった(図表2)。

【図表1】70大都市の新築商品住宅価格: 前月比変化の推移



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



前月比で上昇幅が大きかった都市は、フフホト市(内モンゴル自治区)の+2.9%、大理市(雲南省)の+2.8%、前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の+23.0%、西安市(陝西省)の+21.8%だった。一方、厦门市(福建省)と深圳市(広東省)は、前月比、前年同月比ともに価格が下落した。

前月比で上昇幅が大きかった都市は、フフホト市(内モンゴル自治区)の+2.9%、大理市(雲南省)の+2.8%、前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の+23.0%、西安市(陝西省)の+21.8%だった。一方、厦门市(福建省)と深圳市(広東省)は、前月比、前年同月比ともに価格が下落した。

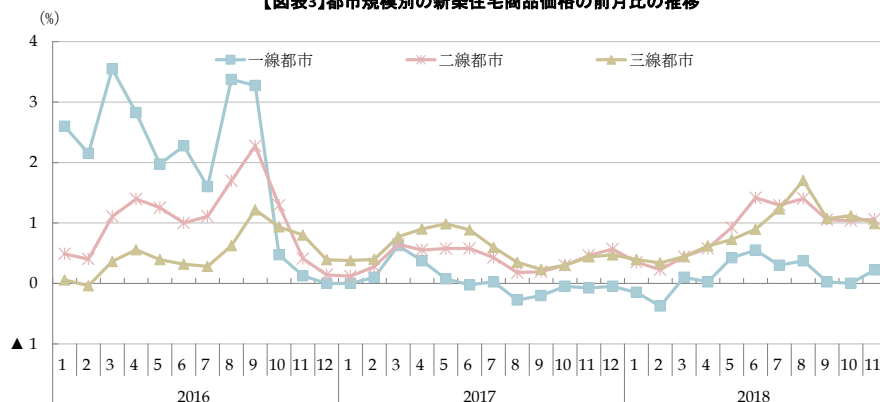
平均上昇幅については、前月比では一線都市^(注)が拡大、二線都市^(注)は前月からほぼ横ばいで、三線都市^(注)は縮小した(図表3)。一方、前年同月比では、一線・二線・三線都市すべてで前月から拡大する傾向が続いている(図表4)。

(注) 一線都市: 北京、上海、広州、深圳の4都市

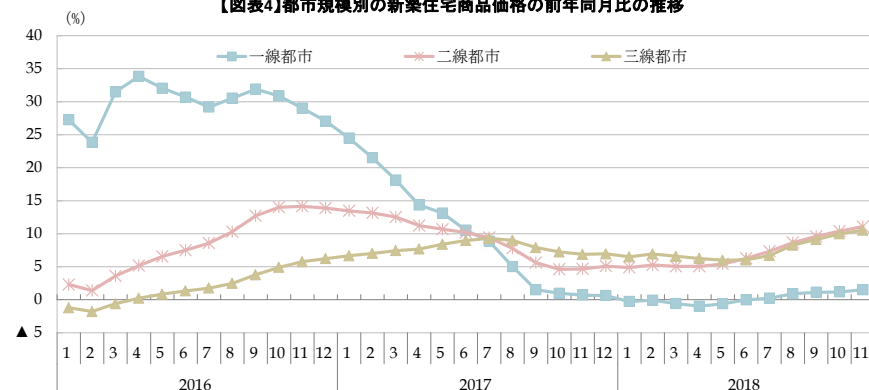
二線都市: 省都、副省都都市を含む31都市

三線都市: 70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格の前月比の推移



【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格の前年同月比の推移

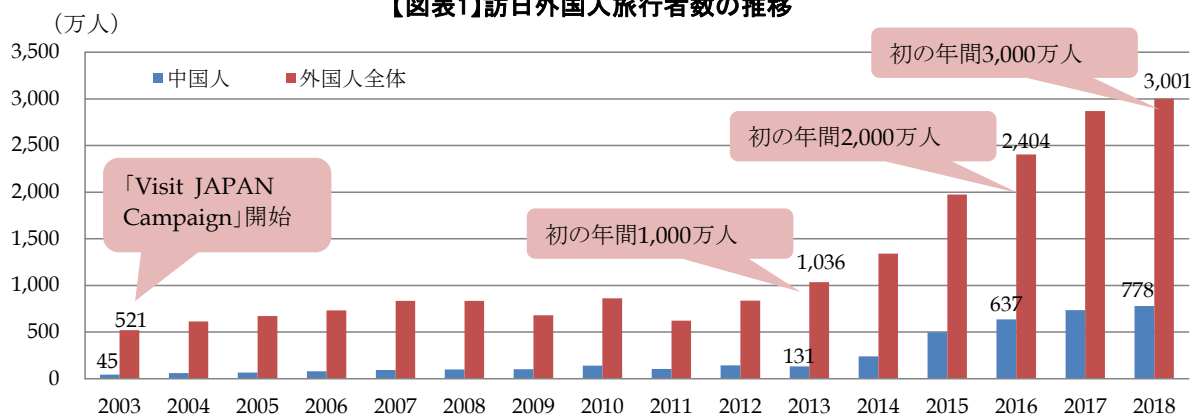


なお専門家は、2019年の不動産市場について、当局の価格上昇抑制政策が継続すると見ている。報道によれば、ある民間の不動産開発企業は、不動産業の役割が、中国経済を牽引する「機関車」から安定させる「バラスト」に転換しており、不動産市場には最優先で「安定」が求められると指摘する。また、中国指数研究院（民間の不動産専門のシンクタンク）は、需要・供給・金融等の各面で当局の監督管理が継続し、引き続き価格の上昇は抑制されると予測している。

◆訪日外国人旅行者数 史上初の3,000万人突破 中国人客は通年で過去最高の見込み

日本政府観光局(JNTO)の19日の発表によると、2018年の訪日外国人旅行者数(推定値、以下同)は12月18日までの累計で3,001万人となり、史上初めて3,000万人を突破した(図表1)。うち、中国、韓国、台湾、香港の4ヶ国・地域が全体の約7割を占め、訪日客増加を後押しした。なかでも中国人旅行者数の増加が顕著で、1-11月累計で過去最高の昨年の記録を上回っている。

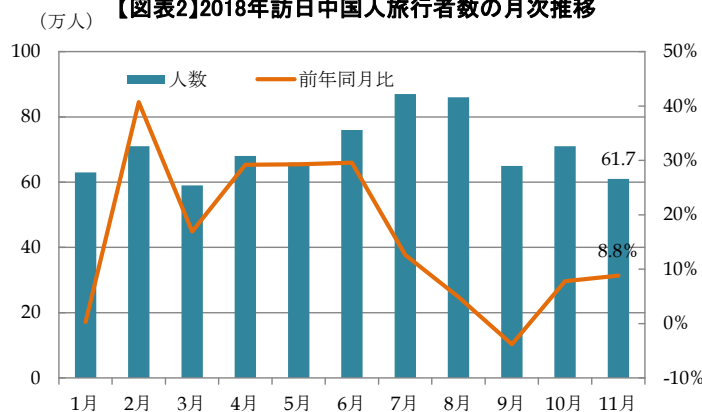
【図表1】訪日外国人旅行者数の推移



(出所) JNTOの発表を基に作成

(注) 2018年について、「外国人全体」は12月18日まで、「中国人」は11月30日までの推計値となる

【図表2】2018年訪日中国人旅行者数の月次推移



(出所) JNTOの発表を基に作成

足元の11月の状況は、訪日外国人旅行者数全体で前年同月比+3.1%の245.1万人、うち、中国人旅行者数は同+8.8%の61.7万人と伸びは全体を上回った。地震や台風等の自然災害の影響で9月は同▲3.8%と約5年ぶりの前年割れとなったが、10月は同▲7.8%とプラスに転じ、11月は同月の過去最高を記録するほど回復した(図表2)。一方、韓国(同▲5.5%)、台湾(同▲3.1%)、香港(同▲3.1%)は何れも前年同月を下回り、減少が続いている。

1-11月の累計では、訪日外国人旅行者数の全体が前年同期比+9.1%の2,856.0万人、うち、中国人旅行者数は同+14.6%の778.1万人と、過去最高の2017年の735.6万人を既に超え、国・地域別としても最大規模となっている。

RMB REVIEW

◆通商交渉進展の可能性も引き続き上値は重い

・12月のレビュー

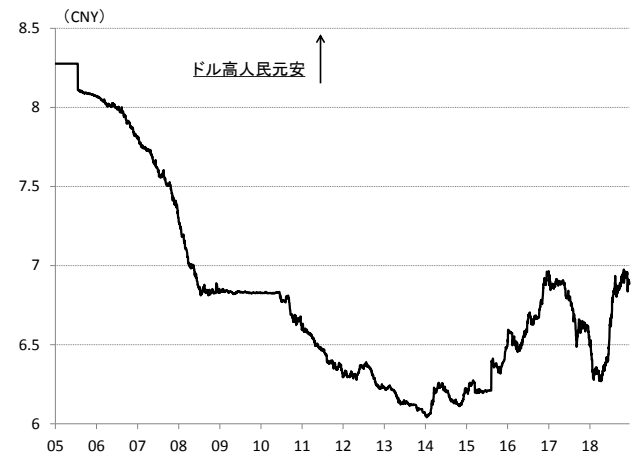
12月、月初1日の米中首脳会談で、米国による対中制裁関税率の引き上げが90日間延期されることが決定された。これを受けたオンショア人民元(以下人民元)の対ドル相場は、3日の月初取引開始時に前週(前月)末終値(6.9590)からチャート上の窓を開けて6.9278で寄り付き、直後に月間安値6.9348をつけると、翌4日には一気に月間高値6.8310まで上昇した。もっとも、米国サイドの交渉責任者に対中強硬派であるライトハイザー米通商代表部(USTR)代表が指名されたことや、中国大手通信機器企業(ファーウェイ)の最高財務責任者(CFO)がカナダで逮捕・拘束されたなどの報道から、人民元は再び下落に転じた。その後、11日のトランプ大統領による中国との協議が順調に進んでいる主旨の発言や、中国が焦点の「中国製造 2025」を一部修正する可能性などの報道を受けて、再び人民元高に転じたものの、カナダ人2人が中国で拘束されるなど、緊張が高まる材料も浮上する中、人民元相場は次第に膠着感を強め、6.9の水準を挟んだ保ち合い色強い推移となった。本稿執筆時点で人民元は対ドルで6.89近辺で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(2018年10月1日～12月21日)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) 12月21日午後12時30分時点

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

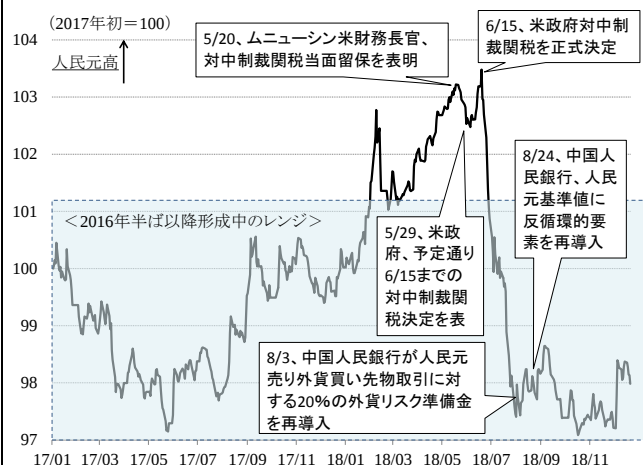
・通商摩擦緩和期待を背景に人民元名目実効為替レートは反発

12月の人民元相場は、月初の米中首脳会談で通商摩擦緩和期待が高まり、一時9月中旬以来の高値まで大幅に反発した。その後ファーウェイのCFO逮捕など、新たな摩擦材料が浮上したことなどから、次第に当初の楽観的な見方が後退すると、人民元は反落して月初の上げ幅の半分以上を失い、6.9近辺で方向感の無い推移に転じている。対ドルでは心理的節目の1ドル=7人民元割れが迫るような状況は一先ず後退した形だ。今月ドルの名目実効為替レートは概ね横ばいで推移した一方、人民元の名目実効為替レートは、月初を中心に大きく反発しており、人民元の対ドルでの反発は人民元サイドの要因によるところが大きかった。人民元名目実効為替レートは、中国当局が長期的に望ましい価格帯と考えていると想定される2016年後半以降形成して来たレンジ¹の下限付近からその内側に向けて反発しており、同レンジ内での緩やかな安定は保たれている格好だ。

¹ 2016年後半以降形成して来た名目実効為替レートのレンジは、IMF計測の長期的な均衡レートにも概ね相当しており、中国当局も望ましいとみている価格領域と考えられる。

今回の人民元の反発を受け、通商摩擦関連の材料に対する人民元相場の感応度の高さが改めて確認された。中国の景気動向や金融政策・金利動向、ドルの動向といった材料と共に、通商摩擦の動向が今後も人民元相場に大きく影響を与えて行きそうだ。

第3図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg、CFETS より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第4図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・通商交渉は一定の合意に達する可能性は出て来たが、人民元の反発余地は限定的か

その米中通商摩擦は、今月1日の米中首脳会談で、2019年初から予定されていた米国による対中制裁関税率の引き上げ(10%→25%)を90日間延期し、知的財産権問題などの懸案について協議を行なうこととなった。ホワイトハウスが発表した声明に示された交渉項目に、大きな対立点であった「中国製造 2025」が入っていなかったことから、同項目が関税交渉と一定程度切り離された可能性が窺われ、交渉妥結・通商摩擦エスカレート回避に至る可能性が一步高まったとみることもできる(第5図)。その後も米中双方から交渉が比較的順調に進んでいる主旨の声明などが発表されている(第6図)。ブルームバーグ社の報道では、中国が「中国製造 2025」についても、達成時期を10年後倒しにするなどの修正を行なう可能性があると言われている。

その一方で、ファーウェイのCFOが米当局の要請によりカナダで逮捕・拘束され、米国へ身柄を引き渡すかどうかの審理が行なわれている。これに対抗してか、中国当局はカナダ人を2名拘束したと発表しており²、米中間の新たな懸案が浮上した。さらに米国は、サイバーセキュリティ上の理由から、公的機関による、ファーウェイを含む複数の中国企業の通信機器の使用を禁止することを発表。一部民間企業がこれに平仄を合わせる動きもみせている。ファーウェイは、「中国製造 2025」を担う中核企業の1つであることから、こうした一連の動きは、米国が関税賦課以外の方法で「中国製造 2025」に圧力をかけている可能性も考えられる。

今週(17日～)は18日に習近平国家主席が改革開放政策40周年記念式典で演説した。引き続き供給側改革の推進や、多国間貿易システムを支援すること、中国が覇権を求めないことなどに言及していた。また、今後中国が想像できない困難に直面する可能性も指摘した。経済構造改革や環境問題など経済面だけでも課題は山積しているが、米国との対立によりこれまでのような比較的スムーズな経済・国家運営が難しくなっていくことを国民に呼びかけているかもしれない。

² カナダ紙ナショナル・ポストによれば、3人目のカナダ人が中国当局に拘束された模様だが、ビザの問題のためであり、先の2人の拘束との関連は薄い模様である。

通商交渉の帰趨は依然予断を許さないものの、2 月末までの関税交渉については、一定の合意に達する可能性が一步高まっており、合意できれば人民元相場に対する一定の支援材料となろう。もっとも、米中対立は技術覇権や国力など広範かつ長期に亘るものであることから、米中対立がこのタイミングで最終的な解決に向かう可能性は低く、現時点では人民元の反発余地は結局限定的に止まるとみておきたい。

第 5 図: 12 月 1 日のホワイトハウスによる米中首脳会談に関する声明(概要)

- ・2019 年からの米国の中国からの輸入 2,000 億ドルに対する制裁関税の 10%から 25%への引き上げを 90 日間延期。
- ・90 日の間に、米企業に対する強制的な技術移転慣行、知的財産権保護、非関税障壁、サイバー攻撃、サービスと農業市場に関する(中国の)構造問題の解決のための交渉を行なう。
- ・(交渉がまとまれば)中国は両国の貿易不均衡を是正するために、米国から大量の農産物、エネルギー、工業、その他の製品を購入することに合意。
- ・このうち、農産物については、中国がすぐに購入を始めることに合意。
- ・90 日で合意に至らない場合は、10%の制裁関税を 25%に引き上げる。
- ・北朝鮮問題が大きな進展をみせていることに合意。米中首脳は、北朝鮮首脳と共に、朝鮮半島の非核化を目指す。
- ・クアルコムによる NXP の買収について、中国当局は再度申請があれば認可する。
- ・中国当局は、フェンタニル(強力な麻酔・鎮痛剤)の米国への販売を厳しく制限する。

(資料)12 月 1 日付ホワイトハウス声明より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 6 図 : 12 月 1 日以降の米中通商交渉などに関する動向

日時	発言者など	内容
4日	—	米中交渉の米国側責任者にライトハイザー-USTR代表が指名されていたことが判明。
5日	カナダ当局	ファーウェイのCFOを逮捕・拘束したと表明。
6日	中国商務省報道官	90日以内に貿易問題で合意することに自信。
	トランプ大統領	上記内容に同意。
9日	ライトハイザー-USTR代表	米中交渉における2月末(90日)は厳格な期限と表明。
11日	中国当局	国家安全危害容疑でカナダ人外交官を拘束。
	—	劉鶴中国副首相と、ムニューシン米財務長官とライトハイザー-USTR代表が電話会談を実施。
	トランプ大統領	中国と極めて生産的な協議が進められている。重要な発表に注目してもらいたい(ロイターインタビュー)。
	カナダ司法当局	ファーウェイのCFOの保釈を決定。
12日	トランプ大統領	中国がとてつもない量の米国産大豆を購入しており、米中協議がさらに行われる見通し。
	関係者	「中国製造2025」について、達成時期を10年後倒しするなど、計画の修正を行なう可能性(ブルームバーグ報道)。
13日	中国当局	先に拘束された元外交官に加えさらに1人のカナダ人の拘束を認める。
14日	中国当局	米国からの自動車輸入に賦課されている関税率を、2019年1月1日～3月31日まで引き下げる(40%→15%)ことを表明。
17日	米通商代表部	中国との協議で合意できない場合、制裁関税率を3月2日から引き上げることを確認。
18日	ムニューシン財務長官	2019年1月に米中協議の開催を調整中と表明。
19日	中国商務省	米国と中国が同日に次官級の電話貿易協議を行なったと表明。
20日	米当局	中国政府が関与したサイバー攻撃に関連して2人の中国人ハッカーを訴追と発表。
20日	中国当局者	2019年1月の米中協議を調整中であることを認める。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・11 月分経済指標は中国景気の先行き不透明感がさらに高まって来たことを示唆

今月発表された 11 月分を中心とする中国の月次指標は、総じて軟調であり中国経済が減速基調にあることを確認するものとなった(第 7 図)。中国当局による景気下支え策の効果もあり、固定資産投資(年初来前年比)こそ 9 月分以降伸びの再加速がみられているが、11 月分の主要指標は軒並み前月から減速あるいは低下した。これまで景気の下支え役となって来た個人消費の動向を表す社会消費財小売総額が減速すると共に、生産動向に先行性のある製造業 PMI も拡大・縮小の分岐点とされる 50 まで低下して来た。これまで通商摩擦の影響が顕著に認められなかった輸出・輸入の前年比も 11 月分は大きく減速した。景気の先行き不透明感がさらに高まる中、中国当局は米国との通商合意を急ぐと共に、政策もより景気支援に配慮したものとなって来よう。今週 19 日～21 日の日程で開催されている中央経済工作会议で決定される予定の来年の経済政策方針が注目される。

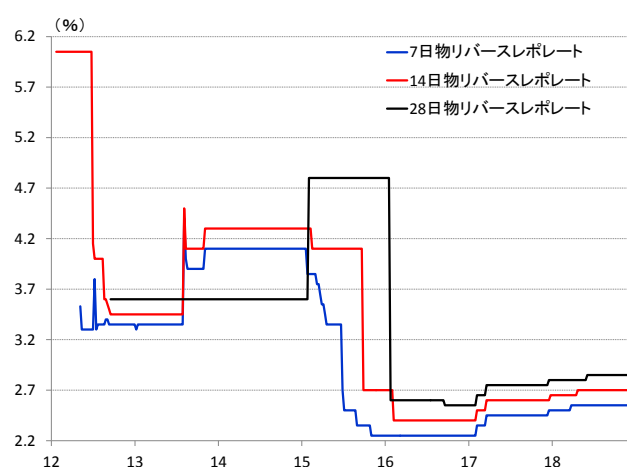
第7図：中国の主要経済指標推移

	2018年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
実質GDP成長率(前年比:%)	6.8		6.7			6.5			-	
社会消費財小売総額(前年比:%)	-	10.1	9.4	8.5	9.0	8.8	9.0	9.2	8.6	8.1
固定資産投資(年初来、前年比:%)	7.9	7.5	7.0	6.1	6.0	5.5	5.3	5.4	5.7	5.9
工業生産(前年比:%)	-	6.0	7.0	6.8	6.0	6.0	6.1	5.8	5.9	5.4
製造業PMI(インデックス)	50.3	51.5	51.4	51.9	51.5	51.2	51.3	50.8	50.2	50.0
非製造業PMI(インデックス)	54.4	54.6	54.8	54.9	55.0	54.0	54.2	54.9	53.9	53.4
輸出(前年比:%)	24.0	▲ 3.0	11.9	11.9	10.7	11.6	9.5	14.4	15.5	5.4
輸入(前年比:%)	21.6	14.8	22.2	26.1	13.8	27.0	20.7	14.5	20.8	3.0
消費者物価(前年比:%)	2.9	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1	2.3	2.5	2.5	2.2

(資料) 中国国家统计局、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

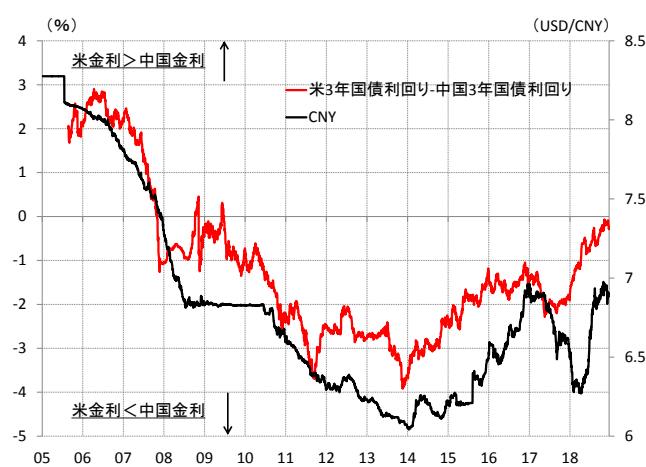
(注) 青色の部分は前月から伸び率が低下した項目

第8図：中国人民銀行リバースレポレート



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第9図：人民元対ドル相場と米中3年金利差(2005年～)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・中国当局による金融緩和は金利低下からさらなる人民元安要因

米FRBは、今週19日に大方の予想通り0.25%の追加利上げを実施した。2017年以降、中国人民銀行も過剰債務削減政策の観点から、緩やかな金融引き締めを実施。FRBの利上げに合わせて、主要短期資金供給手段であるリバースレポの適用金利を、5bp～10bp程度引き上げて来た(第8図)。しかし、景気支援へ足を移す中、今年6月以降は相次いで追隨利上げを見送っており、今回のFRBの利上げでも同様に見送っている³。さらに19日に、中国人民銀行は、中小民間企業向け貸出を行なう金融機関に長期資金供給を実施する中期貸出制度(Targeted Medium-term Lending Facility:TMLF)の創設を発表した。米中金利差は、12月は米金利の低下幅が相対的に大きく、人民元優位な方向へ推移していた。しかし、景気の不透明感が強まる中、中国の市中金利は先行きさらなる低下が見込まれることから、米中金利差は引き続き総じてドル優位な方向へ推移し易く、人民元安要因として機能して行くともっている(第9図)。

³ 中国人民銀行の易綱総裁は、13日の講演で、中国経済への下押し圧力が増しており、金融政策は今後も景気を下支えするものになると述べている。

・中国当局は引き続き基準値を人民元高方向に設定して人民元安を抑制

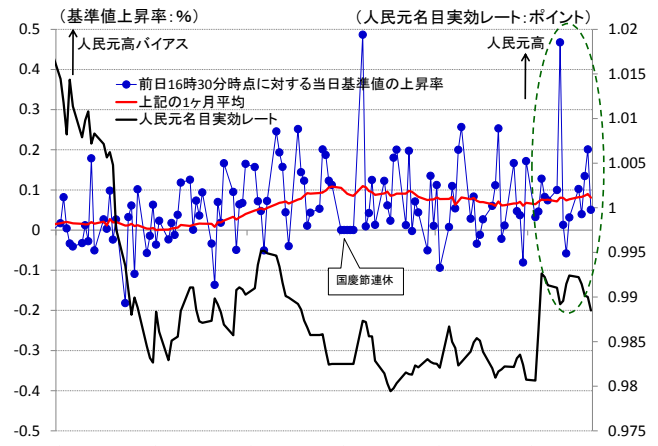
第10、11図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効レートに対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測したものである⁴。同比率はプラス領域での推移が続いており、中国当局は、引き続き基準値による人民元高方向への誘導を行なっていると考えられる。一方第12、13図は、日々の人民元基準値に基づく人民元名目実効レートに対する、取引始値ベースの人民元名目実効レートの比率から、市場の地合いを定点観測したものである。特に日次ベースの第13図をみると、月初の米中首脳会談を受けて人民元相場が急反発した際は、同比率がプラス領域で推移して、中間値に対して人民元上昇方向で寄り付いていたが、全体としては前月までと同様マイナス領域で推移しており、市場の地合いが引き続き弱いものであることを示す結果となっている。

第10図:基準値設定による人民元誘導スタンス(17年～)



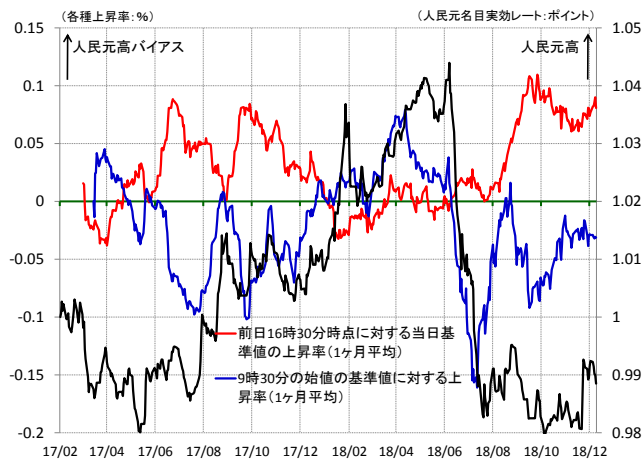
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第11図:基準値設定による人民元誘導スタンス(18年7月～)



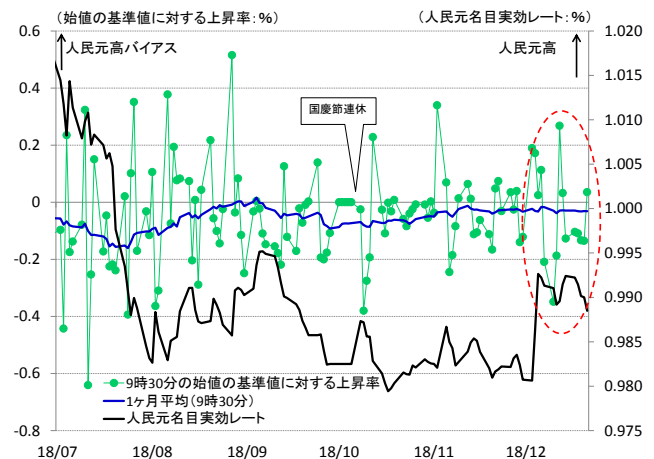
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第12図:人民元始値の対基準値上昇・下落率(17年～)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第13図:人民元始値の対基準値上昇・下落率(18年7月～)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

⁴ 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって人民元基準値設定を通した当局の人民元誘導スタンスを検証することができる。尚、第10図は同比率の1ヵ月移動平均ベース、第11図は同比率の日次ベースと1ヵ月移動平均ベースをみたもの。

・来月（1月）の見通し

1 月も人民元相場は、期限の 2 月末に向けて継続される米中通商交渉の進捗に関する報道に一喜一憂する相場展開が予想される。これまで観察・報道された事実に基づけば、交渉が一定の妥結に至る可能性はあり、そうした見方が燦れば、人民元相場には一定の支援材料となり得る。想定以上の交渉進捗などの報道がなされれば、人民元相場が相応の反発をみせることもあり得よう。

もともと、上述第 12、13 図で人民元相場の地合いがまだ弱い状況にあることを確認したように、ある程度の確度を持って合意の見通しが立たないと市場もなかなか好感して動き難いと思われる。また、繰り返しになるが、今回の通商交渉で一定の合意に達しても、米中対立の根本的な解決は容易でなく、余程の事態の進展など無い限り対立の長期化は人民元の重石として燦り続けよう。中国景気も減速の兆しが強まっており、中国当局はさらなる金融緩和策を含む景気支援スタンスを強めつつあることから、人民元下落圧力は引き続き根強いと考えられる。一方、ドルは季節要因などもあり、1 月は 12 月までの底堅い推移からやや軟化するとみている。この結果、1 月の人民元の対ドル相場は、通商交渉の経過を見守りつつ、6.9 を挟んだ保ち合い色強い推移が続くと予想する。

2019 年予想レンジ

	1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月
USD/CNY	6.83～7.05	6.88～7.10	6.90～7.15	6.95～7.20
CNY/JPY	15.2～16.6	15.0～16.4	14.7～16.1	14.5～15.9

(12 月 21 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.12.17	6.9026	6.8950～ 6.9030	6.9004	0.0029	6.0829	0.0010	0.88268	-0.0003	7.8144	0.0193	2.6500	2720.47	4.47
2018.12.18	6.8944	6.8875～ 6.9012	6.8927	-0.0077	6.1286	0.0457	0.88201	-0.0007	7.8468	0.0324	2.6900	2698.11	-22.36
2018.12.19	6.8890	6.8876～ 6.8982	6.8954	0.0027	6.1401	0.0115	0.88108	-0.0009	7.8630	0.0162	2.6700	2669.68	-28.43
2018.12.20	6.9050	6.8863～ 6.9150	6.8970	0.0016	6.1597	0.0196	0.88000	-0.0011	7.9051	0.0421	2.5000	2655.73	-13.95
2018.12.21	6.8850	6.8805～ 6.9075	6.9019	0.0049	6.2101	0.0504	0.88166	0.0017	7.8851	-0.0200	2.0000	2634.80	-20.93

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 2018 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【政策】

【自動車産業政策】

○「自動車産業投資管理規定」

(国家发展改革委员会令第 22 号、2018 年 12 月 10 日発布、2019 年 1 月 10 日実施)

自動車生産への投資の条件と行政手続きに関する新規定。石油燃料車(ハイブリッド車とプラグインハイブリッド車を含む)と電気自動車(燃料電池車を含む)の企業設立、既存企業の新規生産・能力拡大などそれぞれについて、許可条件が定められている。また、行政手続きは、従来は发展改革部門の認可だったが、届出に変更されている(完成車生産は省級发展改革部門、その他は地方发展改革部門)。石油燃料車への投資制限と電気自動車への投資奨励が際立っている。

■石油燃料車への投資については、独立した生産企業の新規建設、乗用車・商用車の車種を越えての生産能力拡大、既存企業の全体の省外移転を禁止しており、生産能力を拡大する場合は以下のように定められている。

- ① 過去 2 年度の稼働率が同じ車種(乗用車と商用車)の業界平均を上回っていること。
- ② 過去 2 年度の新エネルギー車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)の生産台数が業界平均を上回っていること。
- ③ 過去 2 年度の主営業収入に占める研究開発費の比率が 3%以上であること。
- ④ 製品に国際競争力があること。
- ⑤ 所在する省の過去 2 年度の自動車生産稼働率が同じ車種の業界平均を上回り、かつ政府業界管理部門が特別公示により警告する石油燃料車企業が存在しないこと。

■燃料電池車の生産能力を拡大する場合の条件については、上記①～⑤のほか、平均燃費が国家標準と関係規定の要求を満たしていること、また別の場所に新規に建設する場合は、建設規模は 15 万台以上かつ前年度の総生産台数が 30 万台以上あること、とされている。

また、既存の自動車生産企業が新たにプラグインハイブリッド車を生産する場合は、上記②と⑤の制約を受けないとされている。

■一方、既存の自動車生産企業が同じ車種の電気自動車を生産する場合の条件は、以下の通り。

- ① 石油燃料車生産企業の場合、過去 2 年度の平均稼働率が業界平均を上回っていること。電気自動車生産企業の場合は、前年度の自動車生産台数が建設規模に達していること。
- ② 生産を予定している製品の燃費、走行可能距離などの主要技術指標が業界トップレベルであること。

なお、電気自動車については、独立の生産企業を新規に設立する場合の設立される企業の条件、設立する企業の条件、その株主の条件、プロジェクトの条件なども規定されている。そのほか、自動車エンジン、動力電池・燃料電池、車体組立などへの投資の条件も既定されている。

■原文は、国家发展改革委员会の下記サイトをご参照。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201812/t20181218_922872.html

【規則】

【税関】

○「『税関認証企業基準』の公布に関する公告」

(税関総署公告 2018 年第 177 号、2018 年 11 月 22 日公布、2019 年 1 月 1 日施行)

今年 5 月に施行された「税関企業信用管理弁法」に定められている「認証企業」の認定基準を示したもの。高級認証企業と一般認証企業のそれぞれの共通基準、また輸出入貨物荷受け・荷送り人(一般の企業)、通関専門企業および対外貿易総合サービス企業の個別基準が具体的に定められている。

■例えば、高級認証企業の基準は、共通基準が内部統制、財務状況、コンプライアンス規範、貿易安全の 31 項目、また輸出入貨物荷受け・荷送り人の個別基準として別に内部統制、コンプライアンス規範、貿易安全の 14 項目が設けられている。これらの項目について、基準到達(0 点)、基本到達(-1 点)、未到達(-2 点)の減点方式で採点され、未到達の項目がなく、基本到達が 3 項目以内で、かつ総得点が 100 点満点で 95 点以上の場合に認証企業に認定される。

■原文は税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2127183/index.html>

○「通関単位登記管理の関係事項を更に完備化することに関する公告」

(税関総署公告 2018 年第 191 号、2018 年 12 月 7 日公布、2019 年 2 月 1 日施行)

企業の税関登記方法の変更に関する公告。

■輸出入貨物荷受け・荷送り人(一般の企業)は、従来、分公司としての登記、通関業務が認められていなかったが、来年 2 月から届出により分公司として通関業務を行うことができるようになる。届出は、総会社が所定の「通関単位情況登記表」をもって分公司所在地の税関に行くとされている。

■原文は税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2136553/index.html>

○「税関間保税移送作業ペーパーレス化の全面的推進に関する公告」

(税関総署公告 2018 年第 193 号、2018 年 12 月 10 日公布、2019 年 1 月 1 日施行)

輸入貨物を保税のまま輸入地の税関から所在地の税関に移送して通関を行い、あるいは所在地の税関で輸出通関をした後に輸出地の税関に保税移送するなどの税関の手続き(中国語は「転関」)を全国範囲でペーパーレス化(電子データで処理)するもの。この公告では、その際の処理方法が示されている。

■原文は税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2138313/index.html>

【自動車生産】

○「道路機動車両生産企業及び製品参入管理弁法」

(工業・情報化部令第 50 号、2018 年 11 月 27 日公布、2019 年 6 月 1 日施行)

自動車・オートバイを含む各種道路車両と関連製品の生産許可(名称は「道路機動車両生産企業及産品准入許可」)の条件・手続きに関する規則。従来は、車両・製品毎に工業・情報化部が毎月公布する公告で示されていたが、これらを 1 本の規則にまとめたもの。

■許可申請は、工業・情報化部に対して行い、専門家による技術審査、申請内容が条件に適合する場合の公示を経て、20 業務日以内に許可または不許可が決定される。従来の手続きに比べて、申請書類が減らされ、同じ車種のシリーズ製品についての許可申請や許可事項に変更があった場合の再申請を不要とするなど手続きが簡素化されている。また、企業グループ内での生産代替の許可や自主検査の試行、研究開発・設計企業による他社への生産委託を前提とした申請の許可などの利便化措置も採られている。

■原文は工業・情報化部の下記サイトをご参照。

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146624/c6530622/content.html>

【認証】

○「強制製品認証目録及び実施方式改革を更に定着させることに関する公告」

(国家市場監督管理総局・国家認証認可監督管理委員会公告 2018 年第 29 号、2018 年 12 月 3 日公布・施行)

強制製品認証(3C 認証)の一部対象製品の取消と手続きの変更。

■取り消された製品は、電動工具(往復鋸など 4 品目)、電気溶接機(ワイヤー送り装置など 4 品目)、情報技術設備(複写機の 1 品目)、機動車両・安全部品(反射板の 1 品目)、安全防止製品(盗難保険棚・箱の 2 品目)の 12 品目。手続きの変更は、生産者か被授權者が認証の基準や規則に適合することを承諾する「自己声明方式」を採用できるとしたもので、対象製品は音響・映像設備(各種放送帯域のチューニング受信機・ラジオの 1 品目)、機動車両・安全部品(バックミラーなど 3 品目)の 4 品目。なお、3C 認証の対象製品は、取消前で 21 種、約 160 品目とされている。

■原文と製品リストは、国家認証認可監督管理委員会の下記サイトをご参照。

http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201812/t20181205_56989.shtml

【輸入管理】

○「貨物自動輸入許可措置調整関係事項公布」

(商務部・税関総署公告 2018 年第 95 号、2018 年 12 月 10 日公布、2019 年 1 月 1 日施行)

2019 年の自動輸入許可管理貨物の調整。自動輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入動向を監視する目的で「自動輸入許可証」の事前取得を義務づけている貨物。例年 12 月に翌年の品目リストが公布されていたが、2019 年は調整品目のみのリストとなった。

■調整内容は、以下の通り。

- ① 一部機械・電気製品を取消 — 2018 年の 517 品目から 118 品目を除外。うち、タービン、自動車用エンジン・重要部品、水力タービン・その他の動力装置、化学装置、抄紙機械、鉄道車両は全品目が取消となっている。
- ② 特定の貨物自動車を追加 — 対象は、ピストン式圧縮点火・火花点火内燃機関を搭載したもの。

■原文と調整品目リストは、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201812/20181202816587.shtml>

2018 年の自動輸入許可証管理品目リストについては、同じく下記のサイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201712/20171202690183.shtml>

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 1 月 26 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>